

昭和二十八年政令第百七十三号

農地法による不動産登記に関する政令
内閣は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十
九号）第七十六条の規定に基き、この政令を制定
する。

（趣旨）

第一条 この政令は、農地法（以下「法」とい
う。）第十三条の規定による不動産登記法（平
成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めるも
のとする。

（買収による所有権の移転の登記）

第二条 農林水産大臣が法第七条第一項又は第十
二条第一項の規定による買収をした場合における

不動産の所有権の移転の登記の嘱託をするとき、
買取令書の内容及び対価の支払又は供託があ
つたことを証する情報をその嘱託情報と併
せて登記所に提供しなければならない。この場
合においては、不動産登記法第二百六十六条第一項
の規定にかかわらず、登記義務者の承諾を得る
ことを要しない。

第三条 前条の登記の嘱託をする場合において、
買取当時の所有者が登記義務者と同一人でない
ときは、不動産登記令（平成十六年政令第三百
七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、當
該所有者の氏名又は名称及び住所を嘱託情報の
内容とし、かつ、登記義務者の同意を証する当
該登記義務者が作成した情報又は当該登記義務
者に対する抗争ができる裁判があつたことを
証する情報をその嘱託情報と併せて登記所に提
供しなければならない。

第四条 第二条の登記の嘱託については、不動產
登記法第十六条第二項の規定にかかわらず、同
法第二十五条第七号の規定を準用しない。
第五条 第二条の登記の嘱託があつた場合において、
法第十二条第一項（法第十二条第二項にお
いて、法第十二条第一項（法第十二条第二項にお
いて準用する場合を含む。）の規定により消滅
した権利の登記があるときは、登記官は、職權
で、その登記を抹消しなければならない。
（買収不動産の所有権の保存の登記）

第六条 第二条に規定する買取をした不動産が所
有権の登記がないものであるときは、不動産登
記法第十六条第二項において準用する同法第七
十四条第一項の規定にかかわらず、農林水産大
臣は、國を登記名義人とする当該不動産の所
有権の保存の登記の嘱託をすることができる。

前項の登記の嘱託をする場合には、不動産登
記令第三条各号に掲げる事項のほか、同項の規
則による。

定により登記の嘱託をする旨を嘱託情報の内容
とする。

（不動産登記令第七条第一項第六号（同令別表
の二十八の項添付情報欄）からチまで係る部
分に限る。）の規定は表題登記がない不動産に
ついて第一項の登記を嘱託する場合について、必要
不動産登記法第七十五条の規定は当該嘱託があ
つた場合において所有権の保存の登記をする場
合について、それぞれ準用する。

（代位登記）

第七条 農林水産大臣は、第二条の登記又は前条
第一項の登記の嘱託をする場合において、必要
があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞ
れ当該各号に定める者に代わって嘱託すること
ができる。

一 不動産の表題部の登記事項に関する変更の
登記又は更正の登記 表題部所有者若しくは
所有権の登記名義人又はこれらの相続人その
他の一般承継人

二 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所に
ついての変更の登記又は更正の登記 登記名
義人又はその相続人その他の一般承継人

三 相続その他の一般承継による所有権の移転
の登記 相続人その他の一般承継人

（代位登記の登記識別情報）

第八条 登記官は、前条の規定による嘱託に基づ
いて同条第三号に掲げる登記を完了したとき
は、速やかに、登記権者のために登記識別情
報を嘱託者に通知しなければならない。

前項の規定により登記識別情報の通知を受け
た嘱託者は、遅滞なく、これを同項の登記権利
者に通知しなければならない。

（法務省令への委任）

第九条 この政令に定めるもののほか、この政令
に規定する登記についての登記簿及び登記記録
の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事
項は、法務省令で定める。

（施行期日）

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日
(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一三年二月二日政令第二
四号) 抄

第一条 この政令は、農地法の一部を改正する法
律の施行の日 (平成十三年三月一日)から施行
する。

附 則 (平成一七年二月一八日政令第二
四号) 抄

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日
(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成二一年一二月一一日政令第二
二八五号) 抄

第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する
法律 (以下「改正法」という。) の施行の日
(平成二十一年十二月十五日)から施行する。

（経過措置）

第六条 この政令の施行前に第四条の規定による
改正前の農地法による不動産登記に関する政令
第一条各号に規定する買取、売渡し又は譲与を
した場合及び改正法附則第六条第三項の規定に
よりなおその効力を有するものとされる改正法
第一条の規定による改正前の農地法 (以下「旧
農地法」という。) 第七十二条の規定による買
取をした場合における登記については、なお從
前の例による。

1 (施行期日)
この政令は、昭和三十九年四月一日から施行
する。

附 則 (昭和六三年七月一日政令第二
七七号) 抄

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行
する。

附 則 (昭和六三年七月一日政令第二
二二号) 抄

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行
する。

附 則 (昭和六三年七月一日政令第二
二二号) 抄

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行
する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年三月三一日政令第六
六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。